訪問リハビリテーション重要事項説明書

1、訪問リハビリテーションの概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	八戸城北病院
所在地	八戸市石堂一丁目14番14号
電話番号	(0178) 20-2222
FAX番号	(0178) 20-2228
事業所番号	0 2 1 0 - 3 1 4 0 0 1
サービス提供できる地域	八戸市 (南郷地区を除く)
	※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご
	相談下さい。

(2) 当事業所の職員体制

職	名	資 格	非常勤	業務内容
管理者・行	従事者	理学療法士	1名	訪問リハビリテーション及び業務の管理
1	従事者	理学療法士	2名	訪問リハビリテーション
í	従事者	作業療法士	1名	訪問リハビリテーション

(3) サービス提供時間

月~金曜日 8:30~17:30

※祝日、8月13日~8月15日、12月31日~1月3日は除く。

2、当事業所の訪問リハビリテーションの特徴

(1) 運営の方法

利用者が要介護状態又は要支援状態になった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

体調不良等によるサービス中止、変更等は当日の昼までにお知らせください。

- 3、利用者を評価し、リハビリテーション計画に沿って実施します。
 - (1) 機能維持・回復訓練
 - ・ 関節可動域訓練:関節が固まらないように動かす
 - ・ 筋力強化訓練:利用者にあった負荷量内で実施する
 - ・ 姿勢保持・バランス訓練:座位・立位の保持やバランス訓練 等
 - ・ 基本動作訓練:寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり等の訓練
 - 歩行訓練
 - 階段昇降訓練
 - 手作業

築

(2) ADL $\vdash \nu - = \nu J$:

更衣、整容、排泄等日常生活動作の練習

(3) 福祉用具

利用者にあった福祉用具の活用

(4) 住宅改修

利用者の状態に応じた環境整備の実施

4、利用料について

利用料は別紙の料金表参照下さい。

請求額は合計金額の利用者負担の割合分(負担割合は介護保険負担割合証に記されています)を お支払いいただきます。

(3)料金支払い方法

前月料金(合計金額)の請求書・明細書を毎月10日前後に発行しますので、合計金額を発行後 10日以内にお支払いください

お支払い方法

- ① 病院会計での現金払い
- ② 銀行振り込み

5、サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービス終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の一週間前までにお申し出下さい。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービス の提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は終了一ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が病院に入院又は介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が自立と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合
- ④ その他
 - ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者、ご 家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合、利 用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。
 - ・利用者がサービスの料金の支払いを請求書発行後 10 日以内に支払わず、料金を支払うよう 催告したのにもかかわらず7日以内に支払わない場合、または利用者やご家族等が当事業所 や当事業所のサービス従業員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、 文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6、サービス内容に対する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者:理学療法士:佐藤由紀、豊嶋大輔、上田風香

作業療法士:小笠原真理子

電話 : (0178) 20-2222

FAX : (0178) 20-2228

受付日:月~金曜日(ただし、祝日、8月13日~8月15日、12月31日~1月3日を

除く)

受付時間:8:30~17:30

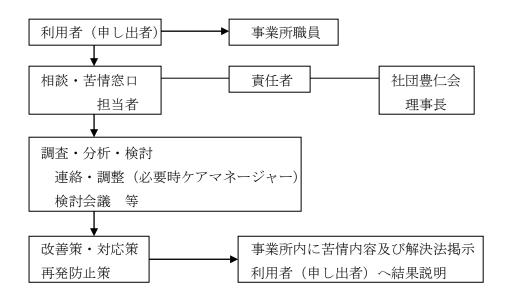
(2) 苦情が出た場合の処理体制・手順

- ① 利用者からの苦情の申し出受理 苦情内容を聞き、利用者及び家族のニーズを把握する。 自宅訪問、電話等で事実関係を聴取し、必要時居宅介護支援事業やから情報収集する。
- ② 苦情に関する問題点を把握する。
- ③ 対応策の検討と決定

個別で対応できない場合などはサービス調整会議で協議し適切な改善を図る。又、事故・ 怪我等が伴う場合は市町村(介護保険課)、居宅介護支援事業者又は協力医療機関へ連絡 する。事業所の責任時は損害賠償を行う。

- ④ 利用者・家族へ改善策を提示・説明し、苦情解消の確認をする。
- ⑤ 再発防止の取り組みを行う。

「相談・苦情対応システム]



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に 苦情を伝えることができます。

ア 八戸市介護保険課 0178-43-9292

イ 青森県国民健康保険団体連合会 0177-23-1336

7、緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、 ご家族、介護支援専門員等に連絡をいたします。

主治医	氏 名	
	連絡先	電話番号
ご家族	氏 名	
	連絡先	電話番号
介護支援	氏 名	
専門員	連絡先	電話番号

8、事故発生時の対応

- (1) サービスの提供中に事故が発生した場合は、主治医、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) お客様に対して当事業所の訪問リハビリテーションにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。
- (4) お客様の過失による事故が発生した場合は、お客様及び代理人に責任をもって対応 していただきます。また、当事業所が損害を被った場合は、当事業所は利用者又は 代理人に対してその損害の賠償を請求いたします。

9、秘密保持について

- (1) 等事業所及び当事業所の従業者又は従業者であった者は、正当な理由なくその業務 上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で(個人情報利用同意書)、必要な範囲で利用者またはご家族の個人情報を用います。

10、虐待の防止について

当事業所は、高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 上記措置を適切に実施する為担当者を「佐藤 由紀」とする。

11、衛生管理等について

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じます。

12、身体的拘束について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13, その他

何かご質問等ありましたら、遠慮なくお聞きください。

訪問リハビリテ面に基づいて、			きり、利用者またはご家 としました。	族様に対し	て本書
	事業所	所在地 名称	青森県八戸市石堂一丁 八戸城北病院	目 14-14	
	管理者氏	名		印	
	説明者氏	名		印	
私は本書面によ 説明を受け同意			Jハビリテーションにつ を受領しました。	いての重要	事項の
	利用者	住所氏名			印
自筆できない 代筆理由 □ 代筆者		-	∵が書けないため □その他	()
(氏名)		印	続柄()

訪問リハビリテ面に基づいて、			きり、利用者またはご家 としました。	族様に対し	て本書
	事業所	所在地 名称	青森県八戸市石堂一丁 八戸城北病院	目 14-14	
	管理者氏	名		印	
	説明者氏	名		印	
私は本書面によ 説明を受け同意			Jハビリテーションにつ を受領しました。	いての重要	事項の
	利用者	住所氏名			印
自筆できない 代筆理由 □ 代筆者		-	∵が書けないため □その他	()
(氏名)		印	続柄()

訪問リハビリテーション 料金表

(1) 基本料金

訪問リハビリテーション (要介護1~5の方)

1回(20分間)あたりの料金	3080円/回
介護保険負担割合 1割の方	308円/回
2割の方	6 1 6 円/回
3割の方	9 2 4 円/回

介護予防訪問リハビリテーション (要支援1、2の方)

1回 (20 分間) あたりの料金	2980円/回
介護保険負担割合 1割の方	2 9 8 円/回
2割の方	5 9 6 円/回
3割の方	8 9 4 円/回

(2) 加算料金

①サービ短期集中リハビリテーション加算

退院・退所、又は新たに要介護認定を受けた日から3ヶ月以内に集中的なリハビリを実施した場合に算定できる。

1日あたりの料金	2000円/日
介護負担割合 1割の方	200円/日
2割の方	400円/日
3割の方	6 0 0 円/日

※算定要件

・訪問リハビリテーション (要介護1~5の方)

退院(所)日又は認定日から起算して3ヶ月以内の期間に、1週につき概ね2日以上、1日当たり20分以上実施している場合。

・介護予防訪問リハビリテーション (要支援1、2の方)

退院(所)日又は認定日から起算して1ヶ月以内に行われ場合は1週につき概ね2日以上、1日 あたり40分以上、退院(所)日又は認定日から起算して1ヶ月を超え3ヶ月以内の期間に行われた場合は1週につき概ね2日以上、1日あたり20分以上実施している場合。

②サービス提供体制強化加算(I)

訪問リハビリを提供する理学療法士、作業療法士のうち、勤続年数7年以上のものが1名以上いる場合に算定となる。

1回 (20 分間) あたりの料金	6 0 円/回
介護負担割合 1割の方	6 円/回
2割の方	12円/回
3割の方	18円/回

③ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(介護予防を除く)

退院(所)日又は訪問開始日から3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行うことで加算となる。

1日あたりの料金	2 4 0 0 円/日
介護負担割合 1割の方	2 4 0 円/日
2割の方	480円/日
3割の方	7 2 0 円/日

※算定要件

認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、1週に2日を限度として算定できる。

④ 退院時共同指導加算

1回あたりの料金	600円/回
介護負担割合 1割の方	6 0 0 円/回
2割の方	1200円/回
3割の方	1800円/回

※算定要件

病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の者が 退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪 問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り加算できる。 附則 平成15年5月1日 改定

平成25年6月3日 改定

平成27年4月1日 改定

平成27年5月1日 改定

平成 29 年 3 月 21 日 改定

平成 30 年 3 月 27 日 改定

平成31年4月1日 改定

令和1年10月1日 改定

令和2年4月1日 改定

2021年4月1日 改定

2024年6月1日 改定 以上